低圧電気取扱業務
特 別 教 育

主催　旭川地方労働基準協会

労働安全衛生法第 59 条第３項及び労働安全衛生規則第 36 条第４号により、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に従事させる場合、事業者はその労働者に対して法定に基づく特別教育を行わなければならないと定められています。

つきましては、「安全衛生特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

低圧電気に該当するのは、
直流：７５０Ｖ以下　　交流：６００Ｖ以下のもの

１．講習日程

受講日		時間(休憩含)	会　場	受付期間	定員
第２回	R8.10.27(火)	9:00～19:00	旭川勤労者福祉会館 ２Ｆ　大会議室 (旭川市６条通４丁目)	8/27～ 10/13	40 名

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

２．講 習 料　　会　員　１１，６６０円　消費税 10%含
（内訳：受講料 10,890 円、テキスト代 770 円）
会員外　１３，８６０円　消費税 10%含
（内訳：受講料 13,090 円、テキスト代 770 円）

※受講料の支払方法は原則振込みとなります。
（申込書受理後、請求書を発行いたします）

４．申込方法　　受付期間内に、申込依頼書を当協会に提出して下さい
※先着順で受付し、定員に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

５．添付するもの　　**写真１枚**(30 ミリ×24 ミリ)

６．修了証等　　特別教育修了者に修了証を交付し、事業所に教育についての実施記録証明書を発行します。

７．教育科目

科　　目		時間
学科	低圧の電気に関する基礎知識	１時間
	低圧の電気設備に関する基礎知識	２時間
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	１時間
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	２時間
	関係法令	１時間
実技	実技（開閉器の操作の業務のみを行う者）	１時間
教 育 時 間 合 計		**８時間**

８．注意事項　　欠席の場合、講習前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

※電気工事士(経産省所管)を取得していても、労働安全衛生法等に基づく本講習(厚労省所管)を受講しなければなりません。

旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
〒070-0043 旭川市常盤通１丁目道北経済センター６階
電話 0166-22-8621　　FAX 0166-22-8687

低圧電気取扱業務特別教育受講申込依頼書

【 講習日 令和　　年　　月　　日 】

写真
30 ㎜×24 ㎜
裏面に氏名を記入して下さい

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。

(例)斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邉」、高橋の「高・髙」など

※ 受講番号	

※印の欄は記入しないで下さい

ふりがな		男・女	昭和・平成　年　月　日生
氏　名			
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記（ 希望する ・ 希望しない ）		
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入➡ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要		
住　所	〒　　－　　携帯(　　－　　－　　)		

事業場名			
事業場所在地	〒　　－		
連絡先	電話　　－　　－	FAX　　－　　－	
	担当者	担当者部署	
講習料支払方法	※原則振込となりますので、講習日の１０日前までに納入願います。		

※会員区分	会　員	コードNo. 61	講習料 １１，６６０円	※入金日
	非会員	コードNo. 62	講習料 １３，８６０円	

年　　月　　日

旭川地方労働基準協会　行き

〒070-0043

旭川市常盤通１丁目道北経済センター６階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

●申込依頼書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会　検索